

持続可能な介護保険制度の実現に向けた 介護現場の文書負担軽減について

2022年4月18日



一般社団法人
全国介護付きホーム協会

1. 文書負担軽減の必要性

【現状課題】介護人材不足の現状

- ・介護業界は4K職種【危険・きつい・汚い・給料安い】のイメージが根強く、新型コロナの流行前から不人気であり、既に人材確保が極めて困難。

低処遇

平均給与

年収 **351.6万円** (月**29.3万円**)

全産業:年収422.4万円、月35.2万円
看護師:年収472.8万円、月39.4万円
保育士:年収362.4万円、月30.2万円

厳しい
職場環境

ハラスメント
経験率

70%以上 (特別養護老人ホーム)
60%以上 (介護付きホーム)

※利用者本人から受けたハラスメント経験率

不人気

就職人気
ランキング

マイナスイメージ調査

「仕事の魅力」「給与・待遇」「休日・休暇・労働時間」「福利厚生制度」「定着率」

5部門 **第1位** (40業種中)

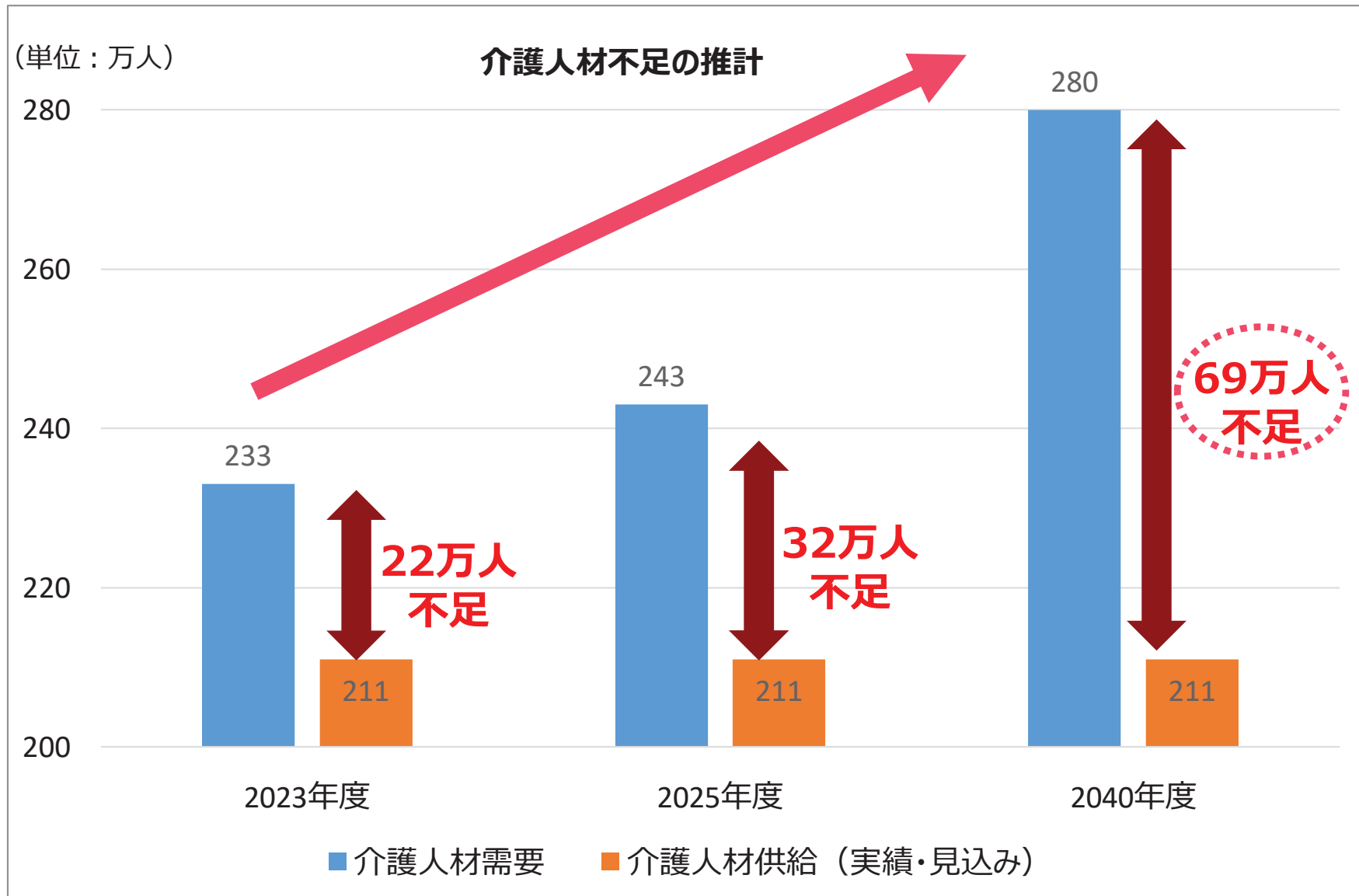
人材難

有効求人倍率 **3.86倍** (全業種1.01倍)

出典 ・平均給与:「第1回全世代型社会保障構築会議2021.11.9」資料4
・ハラスメント経験率:厚生労働省老健事業「介護現場におけるハラスメントに関する調査研究報告書2019.4」
・就職人気ランキング:「マイナビ2022年卒大学生業界イメージ調査2021.5」
・有効求人倍率:「厚生労働省職業安定業務調査2020年度」

【現状課題】介護人材不足の将来推計

- ・少子高齢化によって、介護需要が高まる一方で、生産年齢人口が減少し、介護人材の不足は今後益々深刻になる見通し。



出典：2021年7月9日、厚生労働省公表「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」

【現状課題】介護現場の業務量増大

1. 新型コロナ感染症対策

- ・介護職員はコロナ禍においても、エッセンシャルワーカーとして、高齢者の生活を守り、医療崩壊を防ぐ重要な役割を担っており、**感染リスクと闘いながら、高い使命感を持って、日々の業務を遂行している。**

介護職は人との接触が避けられない感染リスクの高い専門職



出典：2020年6月2日、2021年6月28日、NHKホームページ

2. 自然災害・BCP策定対応

- ・近年増加している自然災害（地震・台風・集中豪雨等）により、**BCP策定や避難訓練見直し等の対応業務が増加している。**

◆具体的な対応例

- (1) 事業継続計画（BCP）策定、見直し
- (2) ハザードマップ再確認
- (3) 備蓄品保管の見直し
- (4) 避難訓練の実施、見直し
- (5) 避難オペレーションに必要な備品購入

台風19号（2019年）で被害を受けた福祉施設



出典：2020年12月15日、NHKホームページ

【現状課題】介護事業者の文書負担

- ・介護事業者は「指定申請」「報酬請求」「指導監査」等の行政提出文書と日々の利用者サービスの提供に関するケア記録等の文書について、作成・提出・保管が必要となる。
- ・介護事業者が業務効率化を図り、専門性が高く、人にしかできない業務により多くの時間を費やすことができる環境整備をお願いしたい。

種類	内容	作成頻度	提出先
指定申請関連文書	介護サービス事業者の指定を受けようとする場合に、申請者の基本情報や、申請対象の事業所の人員・設備等が基準に該当することを確認するための情報等を記載。	・新規指定時・更新時(6年毎) ・変更時	指定権者 〔サービス種別により、都道府県または市町村〕
報酬請求関連文書	介護報酬の加算を受けようとする場合に、加算取得の要件に該当することを確認するための情報等を記載。	・新規請求時 ・変更時 ※介護職員処遇改善加算等、年1回の提出文書を求める加算あり	
指導監査関連文書	指導監査にあたり、事前または当日に提出を求められる文書。	数年に1回	指定権者・保険者

種類	内容	作成頻度	提出先
ケア記録等	ケアの提供に関連する記録 (例) ・アセスメント結果の記録 ・ケアプラン ・具体的なサービス提供の記録 ・利用者の状態に関する記録 ・モニタリングに関する記録 ・ケアの提供票・介護給付明細等(報酬請求に繋がる記録)	日々作成 (サービス提供都度)	事業所にて作成・保管 〔指導監査等の際に、提出を求められる場合がある〕

2. ローカルルールと文書負担軽減 に向けた検討状況

【現状課題】行政文書のローカルルール

- ・行政に提出する文書量が多く、介護現場の負担となっている。
- ・自治体が求める文書量、ルールに相違があり、業務効率化の阻害要因となる。
- ・ローカルルールを解消し、電子申請化・ペーパーレス化を進めてほしい。

介護現場の現状



書類持参



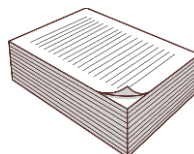
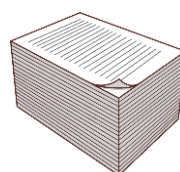
A市



B市

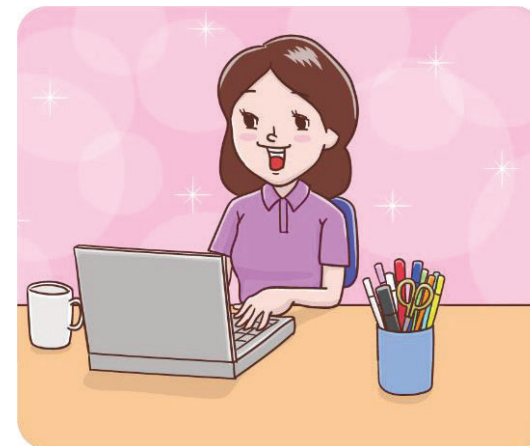


C町



求められる書類の量・ルールが相違

目指す姿



電子申請化



A市



B市



C町

ペーパーレス化

【対応】専門委員会における検討

- ・厚生労働省の専門委員会において、「簡素化」「標準化」「ICT化」を検討。
- ・「簡素化」「標準化」の方策により、負担軽減が進展したことに深く感謝したい。
- ・「ICT化」は、2022年度から電子申請・届出システムの運用が開始される。

介護分野の文書に係る主な負担軽減策			
	指定申請	報酬請求	指導監査
簡素化・標準化の検討が、ICT化の推進にも繋がる。 (並行して検討する項目が有益な項目は柔軟に取り扱う。)	簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ● 提出時のルールによる手間の簡素化 ・押印、原本証明、提出方法 (持参・郵送等) ● 様式、添付書類等のものの簡素化 ・勤務表の様式、人員配置に関する添付書類 ・その他、指定申請と報酬請求で重複する文書 ● 平面図、設備、備品等 ● 変更届の頻度等の取扱い ● 更新申請時に求める文書の簡素化 ● 併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化 ・複数種類の文書作成 (例:介護サービスと予防サービス) ・複数窓口への申請 (例:介護サービスと総合事業) ・手続時期にずれがあることへの対応 ● 介護医療院への移行にかかる文書の簡素化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 処遇改善加算/ 特定処遇改善加算 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実地指導に際し提出する文書の簡素化 ・重複して求める文書 ・既提出文書の再提出 ● 指導監査の時期の取扱い
	標準化 <ul style="list-style-type: none"> ● H30省令改正・様式例改訂の周知徹底による標準化 (※) ● 様式例の整備 (総合事業、加算の添付書類等) ● ガイドライン、ハンドブック等、効果的な周知の方法 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準化・効率化指針の周知徹底による標準化 	
	ICT等の活用 <ul style="list-style-type: none"> ● 申請様式のHPIにおけるダウンロード ● ウェブ入力・電子申請 ● データの共有化・文書保管の電子化 		<ul style="list-style-type: none"> ● 実地指導のペーパーレス化 ・画面上での文書確認

<凡例>

- R元年度内用途の取組
- 1～2年以内の取組
- 3年以内の取組 (※※)

「取組を徹底するための方策」

- 各取組の周知徹底 (特に小規模事業者)
- 国・都道府県から市区町村への支援
- 事業所におけるICT化の推進
- 自治体における取組推進のための仕組みの検討 他

(※) 介護保険法施行規則の改正 (H30年10月施行) の内容を踏まえた、老人福祉法施行規則上の規定の整理も含む。
 (※※) 前倒しで実現出来るものがあれば、順次取り組んでいく。

【対応】電子申請・届出システムの展開

- ・電子申請・届出システムの展開に期待している。ただし、利用は希望する自治体から段階的に開始され、ルールを見直す調整が必要なケースもある。
- ・速やかに全国展開が進むような仕組みづくりの検討をお願いしたい。

電子申請・届出システムの導入スケジュール案

- 介護サービス情報公表システムの改修により、介護事業所の指定申請等についてウェブ入力・電子申請を可能とするスケジュール案は以下の通り。参加自治体を募集し、利用開始にあたっての自治体内での運用準備・調整を経て、第1期の自治体では令和4年度下期頃の運用開始を想定。その後、段階的に参加自治体を拡大していく。

	R3年度	R4年度				R5年度		
	2月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
第1期	参加自治体募集・調整	自治体運用準備・調整		運用開始				
第2期			参加自治体募集・調整	自治体運用準備・調整	運用開始			
⋮				⋮				

自治体運用準備・調整に含まれる事項（現状の想定）

【自治体内の調整事項】

- ✓ 自治体内の業務運用手順等の見直し
- ✓ 手数料徴収方法の見直し
- ✓ 添付資料原本の提出方法の検討（登記事項証明書等）
 - ・登記情報提供サービスの活用 等
- ✓ 必要に応じて、電子申請を可能とする自治体の条例・規則等の見直し

（例）「〇〇の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」の見直し 等

【システム利用の準備】

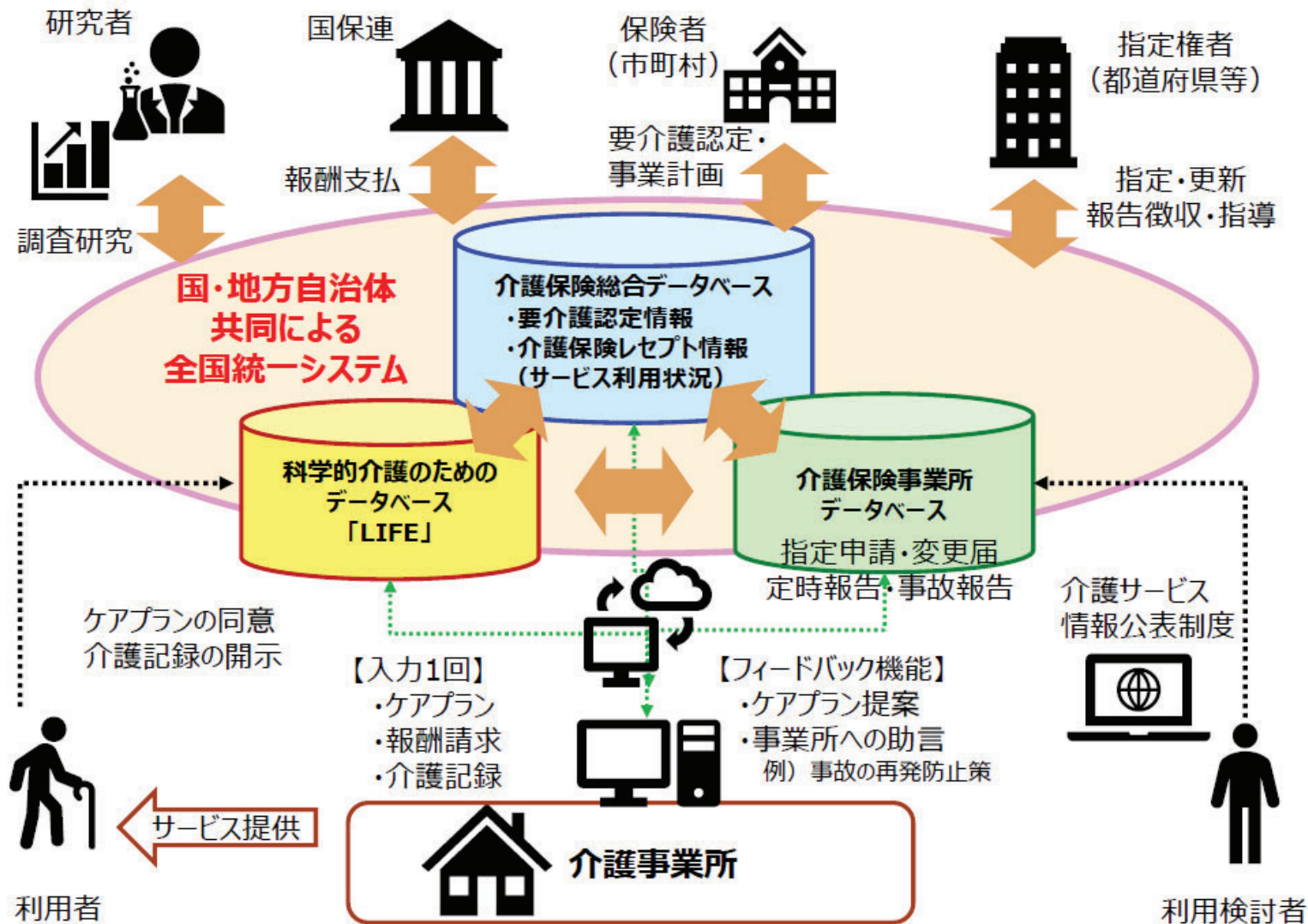
- ✓ システム利用開始のためのマスタ登録等準備
 - ・ サービス種類ごとの必要添付ファイルの整理
 - ・ 自治体問合せ先（画面表示する連絡先）
 - ・ 都道府県・市区町村との委任関係 等

12

3. 今後の取り組みに関するご提案

【提案】介護分野におけるデジタル化の将来像

- ・ワンストップ化や事故報告書の電子提出の実現など、システムの機能が拡大すれば、事業者は更に業務効率化を進めることが可能となる。
- ・また、「事業者の業務効率化」「利用者サービス向上」「行政コストの縮小」に繋がる介護システムのあるべき将来像を検討し、デジタル化を進めてほしい。



【提案】介護サービス事務の再整理について

- デジタル化の一層の推進には、介護行政事務の共通化が必要になるが、地方分権において、介護サービス事務が自治事務に該当する事に留意しつつ、例えば、すべての事業者、自治体に共通する基本的事項に関する事務と地方の特性に合わせた独自政策に関する事務を区分し、前者については、**全国共通様式に統一するような再整理の可能性はないでしょうか。**
- 事業者は、創出された時間を有効活用し、より品質の高い介護サービスの提供に努めて参りますので、ご検討の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

◎地方自治法245条を根拠とする介護保険サービス事務の現状認識

国(厚労省)	自治体(保険者)		
	事務区分	行政手続	様式区分
国の関与は 技術的な 助言	保険者(自治体) による介護保険 サービス事務 ⇒自治事務	基本的事項 ・指定申請 ・報酬請求 ・実地指導 等	・全国共通様式 ・独自様式 どちらも可
	地域の特性に 合わせる 独自政策事項	独自政策の 実行に必要な 事務手続き	独自様式

再整理の
可能性は
ないか

參考資料

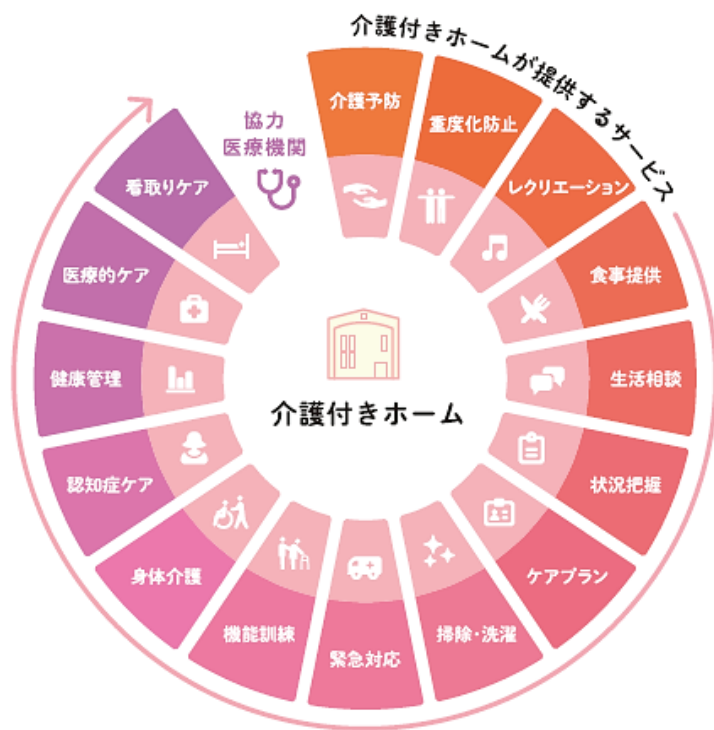
介護付きホームとは

- ・介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）は、その人らしい暮らし全般を支え、ご入居者のこれまでの人生やこれからの希望に寄り添う高齢者の住まい。

介護付きホームとは？

介護付きホームが提供するサービスの範囲は広く、その人らしい暮らしの全般を支え、これまでの人生やこれからの希望に寄り添う高齢者の住まいです。

それに対し、特養は原則要介護3以上の方のため、グループホームは認知症の方のための住まいです。また、サ高住や住宅型で介護サービスを受けるには別契約が必要ですが、介護付きホームでは、介護サービスが契約に含まれています。



介護付きホームとは、介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホームなど的高齢者向け住まいのことを言います。「特定施設入居者生活介護」という言葉がわかりにくいので、厚生労働省や私たちは「介護付きホーム」と呼ぶことにしました。

○介護付きホーム（特定施設）では、ホームの馴染みのスタッフの「チームケア」による包括的なサービスを提供する。

介護保険の最低基準「3：1」の職員配置

要介護者3人に対し、常勤職員1人以上
（非常勤職員も常勤職員に換算）

（例）要介護入居者が60人のホームは、常勤換算で20人以上の職員を雇用

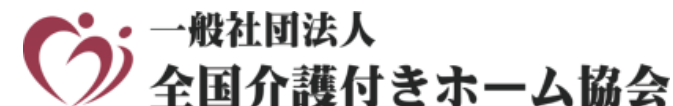
利用者負担	月払い方式	入居一時金方式
家賃相当額	入居一時金 なし	入居一時金 利用者負担 （家賃に充当）
	毎月利用者負担	毎月負担なし
管理費・食費 光熱水費	利用者負担	
介護保険 給付費	利用者1～3割負担（月額定額） （介護保険から9～7割の給付）	
上乗せ介護 費用（一部）	利用者負担	

全国介護付きホーム協会(介ホ協) 概要

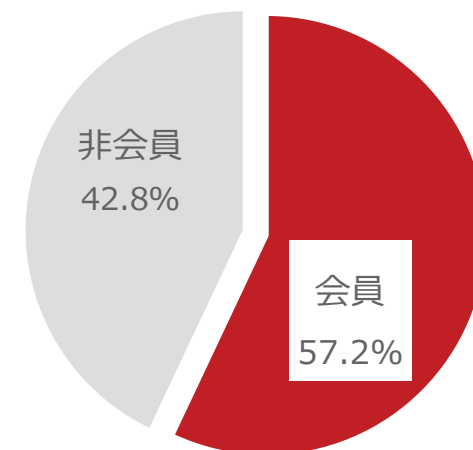
■ 目的

事業者の相互連携による、

- サービスの質的向上・事業運営適正化のための調査研究・研修の実施
⇒「介護保険制度の下での介護付きホーム事業の健全な発展に寄与」
- 行政当局その他関係機関との連絡調整



全特定施設定員数に占める
会員施設定員数の割合



■ 会員数

正会員 796法人

■ 会員ホーム数

正会員 2,810施設

■ 会員ホーム定員数

正会員 178,254人
(組織率57.2%)

■ 体制（常任理事以上）

代表理事	老松 孝晃	株式会社ベネッセスタイルケア 取締役 専務執行役員
副代表理事	植村 健志 小林 卓人	株式会社アズパートナーズ 代表取締役社長 兼 CEO SOMPOケア株式会社 取締役執行役員 CSO
常任理事	市原 俊男 秋山 幸男 下村 隆彦	株式会社サン・ラポール南房総 代表取締役 株式会社ニチイケアパレス 代表取締役社長 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション 代表取締役会長 兼 社長

■ 任意団体設立 2001年6月29日「特定施設事業者連絡協議会」設立

■ 一般社団法人化 2011年4月1日「一般社団法人 全国特定施設事業者協議会」に改編

■ 名称変更 2017年6月14日「一般社団法人全国介護付きホーム協会」に名称変更

